

## 沖縄県緊急事態宣言にかかる宮古島市の対応

昨日、沖縄県は、県内の新型コロナ感染者が増加しているとして県の警戒レベルを第4段階に引き上げ、本日1月20日から来月2月7日までの期間、沖縄県独自の緊急事態宣言を発出しました。

宮古島市においても、昨日、市内感染者の急増に伴う市民への注意喚起を行い感染対策の徹底をお願いしたところですが、宮古島市における、人口10万人当たりの1週間当たりの感染者数は、66.56人で、緊急事態宣言を発出した県の41.78人を上回り、憂慮する状況となっています。

今回の県の緊急事態宣言を受け、市としても県の方針に準じた方針を決定し、施設の運営や催物等についても対応方針を決定しましたので発表します。

沖縄県は県民・事業所・来訪者の皆様に生活や健康の維持の為に必要な場合を除き、原則として外出自粛と、特に夜8時以降の不要不急の外出自粛の徹底、また国の緊急事態宣言が発令された地域及び各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された地域については不要不急の往来の自粛、県内離島への不要不急の往来の自粛等が要請しています。

現在宮古島市でも感染者が急増し、医療体制が逼迫している状況にあることから、これ以上、島内へのウイルスの侵入を防ぐためにも市民の皆様は島外への渡航については十分注意し、不要不急の場合は渡航の延期等も検討してくださいようお願いします。また不要不急の外出、特に夜8時以降の外出についても県の要請に従い、控えて下るようお願いします

また、県は県内全市町村の飲食店及び遊興施設において、営業時間を朝5時から夜8時までとする営業時間短縮を要請しています。期間は1月22日から2月7日までの17日間で全期間協力した店舗には沖縄県から68万円の協力金が支払われます。

宮古島市は1月31日までの期間、夜10時までの営業時間短縮要請に協力した店舗に市独自の協力金を支払うとしていましたが、更なる時間の短縮及び期間延長についての協力金も含め、市独自の協力金については、現在調

整中です。

又、学校関連や保育所、介護老人福祉施設等については感染対策を徹底して通常の運営を継続していきます。

現在実施中の集団婦人検診や緊急事態宣言中の乳幼児健診についても、感染対策のため受診者の制限をしながら予定どおり実施していきます。

市各公共施設についての活動や開館時間等についても沖縄県の方針に添い、開館時間の短縮等がありますので、市の対応を別紙一覧にとりまとめました。

なお、市役所庁舎への一般来客者の出入りについては、正面入り口とし感染防止のための動線確保にご協力ください。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、感染拡大防止の為ご協力を宜しく願います。

市内各事業所におかれましても、マスクの着用、手指消毒、三密を避けた取り組み等を継続していただき、今一度職員の健康管理を徹底して頂きますよう宜しく願います。

沖縄県の緊急事態宣言が発出されましたが、1週間の感染者を人口の割合で見ると宮古島市はさらに危機的な感染状況となっています。

昨日の会見でもお願いしましたが、これ以上の感染拡大をここで食い止め、宮古島市民の健康を守る宮古病院が一刻も早く通常診療ができますように、また各事業所が通常の営業が再開できますように、市民の皆様、事業所の皆様一丸となって、危機感を持ちながら感染対策の徹底を心から強くお願い致します。